



港簡易保育所

清掃も保母の仕事で、床、畳、ベッドなどは、水ぶきをして、消毒はクレゾール液をよく使った。

遊びは、一、二歳混合で行い、遊具も、木製遊具のつみ木、連結汽車などやボール、クレヨン、絵本、人形、ままごと道具ぐらいだけだったので、カマボコの板、糸まき、ダンボール箱、みかん箱、包装紙など、何でも集めて玩具にしたり、保母が、指先遊びとしてボタンはめの玩具を作ったりした。汽車ごっこ、鬼ごっこ、わらべうた遊びなど保母が中に入った遊びを部屋、屋上を使ってよく遊んだ。乳児保育室は一部屋であったので、ベッドの下も格好の遊び場で、人形をもってもぐったり、這い這いで追いかけてこをしたり、かくれたり、など狭い場所を上手に使って遊んでいた。

二歳児は、時には遊びの時間に三歳児のクラスに行き、一歳児とわけた保育を行った。三歳の誕生日を迎えた翌月には、三歳児組に移行するので誕生日近くなると、その練習も行った。あとはすぐに新入児が入り、乳児室はそのたびに一時は落ち着きをなくすといった状態であった。

乳児保育が始まってから、年長児は交代で赤ちゃん当番を行っていたので、お別れ会の時には参加した乳児を年長児がおぶったり、抱いたり、馬になって乗せたりなど楽しいあそびを行っていた。

乳児保育が三年目に入った昭和三十年からは、当時の秋田園長が、一階施設の非常災害のこと、階下との連絡などを考慮して、都と交渉の上、臨時の保母が一名、毎日来るようになり、内容も変化していった。

二 都立港簡易保育所の開設

開設までの背景

昭和二十年後半になると、戦後猛威を極めたインフレーションは、ようやく鎮静の段階に入

ったが、このころから、失業者が増加し、その対策として、東京都では種々の失業対策が進められていた。その日の職を求めて、職業安定所の窓口を訪れる婦人労働者の中には、幼児を抱えているものが多く、児童福祉の立場から、早急になんらかの措置を講ずる必要があった。ところが、都立保育園は、園数が少なく、また措置児童は定員をはるかにオーバーしており、新たな入所は望めなかった。このようなことから、東京都は都立保育園とは別に、職安手帳を所持している婦人労働者の児童だけを、受託する保育所を都内一四か所に設置することにした。

昭和二十五年十一月、主とし芝園橋公共職業安定所関係の日雇労働者の幼児を対象として、麻布飯倉町五の五七（現 東麻布一丁目）赤羽児童遊園内に、簡易天幕託児所（後に港簡易保育所）が開設され、港区は東京都からその執行を委任された。この託児所で預る幼児は満二歳以上約五〇名、保育時間は、午前七時から午後五時までの九時間で受託料は無料、いつでも入所できるということで、日雇労働者にとって喜ばしい保育所であった。

施設・設備

天幕託児所はその名のとおり、天幕でできていた。そのため、風雨に弱く、建物のいたみが激しく、一年後には、米軍払い下げの資材を利用して改築し、呼び名も港簡易保育所となった。設備は簡素であったが、建物は天幕時代とは違い、きれいで明るく、子どもたちは大喜びであった。母親たちは、開門を待って、子どもを預け、職業安定所へ走り、仕事を求めていた。保護者からは、「職安からも近く、安心して仕事に行けて、有難い」と、好評であった。

開設当時の児童定数及び職員数

昭和二十五年に定員は約五〇名、措置児童数は三六名でスタートし、二十六年に六三名と最高の入所児童数となった。職員は三名で、早朝から午後五時以降残る子どももいたので長時間の勤務となり、心身への負担が大きかった。そのため麻布保育園の職員が午後四時から簡易保育所へ一週間交代で応援に出かけて行き簡易保育所の子どもを保育した。麻布保育園の職員にとっては、違った環境の中で、どのようにかわったら喜んでもらえるか、このとき、新

たな経験もできたのである。

保育内容

保育は混合保育が主体で、小さい子どもと大きい子どもがいっしょの生活を送った。

大好きな戸外遊びでは、広い敷地で、鬼ごっこ、かけっこ、ゲームなど土にまみれながら思いきり走りまわって遊んだ。夏のプール遊びは木製のわく組プールを組立てた簡素なものであったが、水遊びをおおいに楽しんだ。

給食はなかったので各自弁当を持参した。三時のおやつは、ララ物資の脱脂粉乳とお煎餅、ビスケットなどで、近くの店から子どもの喜ぶものを、選んで購入してきた。

健康診断は定期的ではなかったが、随時行われ、衛生面は、完全というわけにはいかなかった。保母たちは、保健衛生には特に気を配り、幸い伝染病など出さずにすんだ。

行事は、子どもの日、七夕まつり、クリスマス会など、家庭的な雰囲気の中で、楽しい行事として保育に取り入れていった。

保育需要の変化

昭和二十七年ごろから入所児が徐々に減少し始め、三十五年には入所児が一九名となった。日本経済が高度成長期に入って、就労形態も変化し、生活が安定したことなどもあって、簡易保育所の必要性が薄れ、昭和三十八年十月に廃止された。

なお、通所していた子どもたちは、当時開園された港区立三田保育園へ転園した。

昭和27年(1952)			昭和26年(1951)			昭和25年(1950)			年代	
11	9	4	11	11	11	10	7	3	港区の動き(保育関係)	
<p>白金、赤坂公益質屋区に移管 地方自治法の一部改正により、特 別区は制限自治区となる(区長公 選制から任命制へ) 港区教育委員会発足</p>			<p>港区行政機構改革(部制廃止)</p>			<p>第一回港区勢概要刊行 港区法律相談開始 東京都港福祉事務所開設(赤坂支 所内)(民生事務所・民生館廃止) 港区保育園条例制定 区立麻布保育園開設(初の区立保 育園) 港区行政機構改革(部制廃止)</p>				<p>11 9 5</p> <p>港区青少年問題協議会発足 港区の小学校完全給食実施 都立港天幕託児所赤羽橋際に開設 (二六年一〇月都立港簡易保育所 に改称) ※私立保育園としては、「青山 保育園」「土筆保育園」「み なと保育園」「浜松町保育園」 の四園が開設されていた</p>
7	3	1	10	8	6	5	2	1		国、都などの保育関係の動き
<p>保母配置基準(国)改訂 (二歳児一〇人に保母一名となる) 厚生省「保育指針」発行 第一回全国保育事業大会開催</p>			<p>児童福祉法第五次改正(第三九条の 規定に「保育に欠ける」を挿入) 特別区人事務組合設置 社会福祉事業法により福祉事務所設 置</p>			<p>全国保育連合会編「標準保育カリキ ュラム」発行 児童憲章制定宣言 児童福祉法第五次改正(第三九条の 規定に「保育に欠ける」を挿入) 特別区人事務組合設置 社会福祉事業法により福祉事務所設 置</p>			<p>11 9 4 1</p> <p>児童福祉施設最低基準の特例に関す る省令公布施行 関東保育大会開催 厚生省「保育所運営要領」発行 都立簡易保育所開設(以後一四か所)</p>	
5	5	2	9	3	1	1	1	5	社会の動き	
<p>日米行政協定調印 メーデー事件 中央社会福祉協議会、(社)全国社会福 祉協議会連合会に改組</p>			<p>中央社会福祉協議会結成 世界保健機関(W・H・O)に加盟 社会福祉事業法公布(六月一日施行) サンフランシスコ平和条約、日米安 全保障条約調印</p>			<p>生活保護法公布施行 朝鮮戦争始まる 地方公務員法公布</p>				